

博士学位論文審査要旨

2019年7月12日

論文題目：日本におけるスポーツ放送政策の構築
～アジェンダセッティングの視点から～

学位申請者：小林 墨

審査委員：

主査：総合政策科学研究所 教授 真山 達志
副査：スポーツ健康科学研究所 教授 横山 勝彦
副査：総合政策科学研究所 教授 川井 圭司

要旨：

スポーツは、健康で文化的な社会の実現に貢献すると考えられることから、人々がテレビ等のスポーツ放送を通じてスポーツに親しむ機会を提供することには大きな意義がある。他方、公共の電波を使用するテレビ放送は、公共性が確保されなければならないが、表現の自由や知る権利の関係から、権力からの自律性が求められる。それゆえ、スポーツ放送のあり方については、民主的かつ透明性の高い議論が必要になるのである。しかし、スポーツ放送に関する放送枠や予算については、限られたアクターによる閉ざされた環境での意思決定がなされているのが現状である。本論文は、スポーツ放送の現状を明らかにした上で、スポーツ放送に関する政策が確立されるための条件や政策決定にいたる具体的な政策システムを、メディア論、スポーツ政策論、公共政策論の研究成果を援用しながら検討するものである。

第1章では、スポーツ放送の動向に関するメディア論や放送学などの先行研究を概観し、メガイベント放送の技術革新や経済性についての議論が中心であり、しっかりした政策議論が展開していなかったことを指摘している。第2章では、スポーツ放送に関わるアクターの現状を概観し、アクター間で持続的なイシューが形成されていない点を明らかにしている。第3章では、1954年～1996年のイギリスにおけるユニバーサルアクセス権をめぐる放送法改正の議論および決定過程を分析し、イギリスではスポーツ放送をめぐる開かれた政策ネットワークが形成してきたことを指摘している。最後に第4章では、スポーツ放送に関するアジェンダセッティングに必要な政策形成の諸要素とその政策形成過程を示し論文を締めくくっている。

筆者は以上のような検討を踏まえて、日本におけるスポーツ放送については、政策形成の前提となるアジェンダが設定されていないことを問題とする。そして、スポーツ放送を市場原理の側面よりも公益の観点から包括的に捉え、国民の中にスポーツ放送に関するイシューが生まれ、それを踏まえて政策過程に上るようにアジェンダセッティングが行われることが必要であることを主張している。同時に、現状の放送に関わるアクターの中で、様々な側面に関わり、一定の責任と影響力をを持つ総務省を中心とした公式の政策決定と実施を担える政策システムの構築も必要であるとする。

以上のように、本論文は、政策研究にとって新たな分野の政策システムを構築する道筋を示している点で、メディア論にとって放送政策の決定のあり方を考える一助となる点で、そしてスポーツ政策論にとってスポーツメディアの意義を再認識させる点で大きな学術的貢献をしている。さらに、スポーツ団体に対しては、スポーツ振興とメディアとの関係について新たな知見を提供するという社会的貢献もなし得る。

よって、本論文は、博士（政策科学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2019年7月12日

論文題目：日本におけるスポーツ放送政策の構築
～アジェンダセッティングの視点から～

学位申請者：小林 墾

審査委員：

主査：総合政策科学研究所 教授 真山 達志

副査：スポーツ健康科学研究所 教授 横山 勝彦

副査：総合政策科学研究所 教授 川井 圭司

要旨：

2019年7月12日午後3時から約1時間にわたって、同志社大学新町キャンパス尋真館21番教室において、公聴会方式で総合試験を実施した。最初に申請者が論文内容についてプレゼンテーションを行い、その後に約30分にわたって主査及び副査が質問を行った。

そこでは、論文のテーマであるスポーツ放送、政策システム、アジェンダセッティングに関する知識や考え方のほか、関連するメディア論、公共政策論、スポーツ政策論に関する質問が出された。これらの質問に対して、申請者は的確に回答し、主査及び副査の理解を得ることができた。

研究に必要な英語能力については、論文中で多くの英語文献を参照・引用しており、その理解が正しいことを確認した。また、事例研究の一環としてイギリスで現地調査をしていることから、研究に必要な英語能力を有していることが確認できた。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：日本におけるスポーツ放送政策の構築
～アジェンダセッティングの視点から～

氏名：小林 墨

要旨：

本論の目的は、日本には存在しないスポーツ放送政策の構築を、アジェンダセッティングの視点から、公益を担保する放送の実現に不可欠となる「開かれた議論環境の設定」を基に検討するものである。

スポーツは、教育や健康面といった公益に寄与する文化として社会に広く影響を与えており、メディアにはその価値を広く伝達する役割があり、放送がその中心を担っている。公共の電波を使用するテレビ放送は、権力による放送の支配、表現の自由、知る権利の関係から、誰がどのように決定するかを慎重に考える必要があり、政策形成には国民的関心を高めることが求められる。しかし、スポーツ放送に関する放送枠や予算については、限られたアクターによる閉ざされた環境での意思決定がなされており、地域による情報環境格差の問題やメガイベントにおけるNHK受信料の配分に関する議論が表面化しない状況にある。このようなテレビ放送網の問題は、地方自治体が個別で対処できるものではないため、本来は放送政策の場において課題解決に向けた漸進的な議論検討がなされるべきであるが、未だに議論は脆弱である。このことはすなわち、日本におけるスポーツ放送は政策形成のためのアジェンダが未設定であることを意味する。

一方、ヨーロッパにおいては、スポーツ放送に関する国民的な議論が公共政策の場で展開されてきた。とりわけイギリスにおいては、青少年育成や文化保護といったスポーツ放送に関する公益性を争点に、スポーツ放送におけるユニバーサリティ（地理的普遍性）をいかに担保するのかという問題が、当時の国家遺産省（現デジタル・文化・メディア・スポーツ省：以下DCMS）によって政策アジェンダとして設定されている。したがって、このスポーツ放送のユニバーサリティに関わる議論および政策形成過程の分析は、日本におけるスポーツ放送政策を考察する上で有効と考えられるのである。

研究方法は、以下の2点である。

1点目は、文献研究である。すなわち、放送政策とスポーツ放送政策の関係性把握のための放送学の分析、日本のスポーツ放送に関するアクターの現状と課題の把握、多様なアクターによるスポーツ放送政策の形成過程を明らかにするためのイギリスのユニバーサルアクセス権（以下、UA権）の成立および形成過程の分析、政策過程におけるアジェンダセッティングの過程を把握するための、Cobb（1972）の議題構築モデルの分析である。なお、イギリスの資料としては、UA権成立に影響を与えた3つの放送法改正①「Television Act 1954」、②「Broadcasting Act 1996」、を扱った。

2点目は、英国の放送政策研究に携わる関係者・放送政策実務者への半構造化面接および実態調査による検討である。具体的には、公共性を担保する政策形成の過程を調べるために、英国においてスポーツに関する研究が最も盛んな大学の1つであるラバーラ大学内のスポーツ・レジャー政策研究所の研究員に対する半構造化面接の実施を2018年2月に行った。加えて、英国におけるスポーツ放送の実態を検証するために、公共放送BBCのスポーツ担当者に対する聞き取り調査を実施した。本論における各章の概要は、以下の通りである。

第一章では、放送政策におけるスポーツ放送の動向について、メディアスポーツ論や放送学な

どの先行研究を概観し、放送政策およびスポーツ放送の変遷から現状の把握と課題を抽出した。具体的には、主にスポーツ放送の価値やスポーツ放送の現状分析をなす中村(1995)、森川(1997)、杉山(2003)、谷川(2004)、脇田(2011)らの先行研究を対象とした検討である。検討の結果、スポーツ放送は、自国開催におけるメガイベント放送の技術革新や経済コンテンツの進化を中心に発展し、それとともにスポーツの商品化や放送ビジネスが推進してきた点が明らかとなった。加えて、放送政策とスポーツ放送は局所的な相互依存関係にあるため、メガイベントを中心としたスポーツ放送に関する予算や放送ネットワークに関して、誰がどのように意思決定しているかについては不明瞭であり、確たる理念や方針が存在しないまま公共の電波や公共予算が50年以上も消費されてきた実態を明らかにした。

第二章では、スポーツ放送に関わるアクターの現状を概観した上で、スポーツ放送政策構築に向けたアクター分類を行った。ここでは、スポーツ放送に関わるアクターを、放送業者、広告代理店、スポンサー、スポーツ団体、総務省、第三機関とした。さらに、スポーツ放送のアクターに関する課題が集約されている事例として、ワールドカップにおけるジャパンコンソーシアムの意思決定に着目し、メガイベントにおけるアクター連携の課題を示した。ここで課題とは、これらのアクターによるイシューが異なっており、アクター間の連携は、メガイベントを契機に限定的に存在するものの、そのつながりは非常に薄く持続可能なイシューの形成には至っていないという点である。これらの課題を踏まえた上で、Freemanのモデルの援用から、スポーツ放送政策の構築に欠かせないアクターを4つに分類し、その機能と役割を明らかにした。

第三章では、スポーツ放送における公共的な政策形成の仕組みを検討するために、1954年～1996年のイギリスにおけるUA権をめぐる放送法改正の議論および法政策の決定過程を分析した。イギリスにおいては、公共性の観点から、行政・放送会社・スポーツ団体・経済団体・市民代表団で、放送の規制と緩和に関する充実した議論や検討が行われており、スポーツ放送をめぐる開かれた政策ネットワークが形成されてきた。その政策ネットワークは、DCMSを中心に形成されており、スポーツ放送をめぐる各アクターの参画の基、放送事業の規制と緩和のバランスをどのように確保するのかという点がアジェンダとして設定されている。この事例分析からは、日本のスポーツ放送政策は明確な倫理規定の不在、多様なアクターから構成される政策ネットワークの欠如、視聴者の意思を反映するためのヒアリング機能の構築という点で公共性の担保が脆弱であることを示した。

第四章では、スポーツ放送に関するアジェンダセッティングに必要な政策形成の諸要素とその政策形成過程を示した。まず、日本におけるスポーツ放送政策の主体を総務省設置法から明らかにした上で、政策ネットワーク形成のためのアクター選出および合意形成の基準、さらには省庁間連携の必要性を示した。次に、政策アジェンダの設定過程を明確に示したCobbs(1972)と大石(2001)の理論の援用から、日本のスポーツ放送の課題を、アジェンダの分類にあると指摘した。アジェンダの分類は、スポーツ放送に関するイシューをCobbsが述べる「大衆的議題」、「公式議題」を用いて整理し、さらにアジェンダセッティングの過程について、①「社会的ニーズの把握」、②「イシューの集約」、③「イシューからアジェンダへの転換」の各段階に応じて分析検討した。最後に、スポーツ放送政策の基礎となる政策モデルを示し、実現可能性を高める政策資源の課題を示した。

本論は、スポーツ放送を市場原理の側面よりも公益の観点から包括的に捉えたものである。つまり、予算が決まってから問題が表面化するといったいわば決定の民主制に対して、議論喚起を促すアジェンダセッティングの必要性を示すことで、情報開示と説明責任を担保する民主的な手続きに基づいたスポーツ放送政策の構築を明らかにした。日本に存在しないスポーツ放送政策の構築は、メディア論において課題とされる放送政策の意思決定のあり方を考える一助となり、スポーツ政策論においても研究が少ないスポーツメディアの意義の再認識となることが期待される。さらに、スポーツ団体に対しては、スポーツ振興とメディアとの関係性について新たな知見

の提供となると考えられる。最後に政策論においては、政策が存在しない場合の政策の構築という課題に関しての示唆となろう。政策形成過程において手続き的公正を担保することは、社会に希求される公益の寄与につながるのである。(3345 文字)